

新潟県養育費確保支援事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、養育費の取決めの債務名義化を促進し、養育費の履行の確保を図るため、養育費にかかる公正証書等の作成に要する費用や保証会社と養育費保証契約を締結する際の保証料、未払い養育費の強制執行申立てに必要な費用について補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(対象者)

第2条 本補助金の対象者（以下、「補助対象者」という。）は、新潟県内の町村（福祉事務所設置町村を除く。以下同じ。）に居住し、申請時にひとり親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下、「法」という。）第6条第1項又は第2項に定める配偶者のいない者で現に児童を扶養している者をいう。）であって、補助区分ごとに別表1から別表3の受給要件の全てを満たす者とする。

なお、本補助金において、「児童」とは、20歳に満たないものをいう。

(補助金の交付)

第3条 知事は、前条に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 補助の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）及び本補助金の額（以下、「補助額」という。）は、別表1から別表3のとおりとする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、原則として、補助対象経費を負担した翌日から6か月以内に行わなければならない。

2 規則第3条第1項の規定による申請書は、様式第1号のとおりとする。

3 前項に規定する申請書には、別表1から別表3に掲げる書類を添付しなければならない。

(申請の取下げ)

第5条 規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定通知を受理した日から起算して30日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、規則第13条の規定による額の確定と併せて行うこととする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(実績報告書)

第7条 規則第12条の規定による実績報告書及び添付書類は、本補助金の交付申請をもって変えるものとする。

(提出書類の部数等)

第8条 規則及びこの要綱の規定により提出する書類は、正本一部とし、申請者の住所地を所管する地域振興局健康福祉（環境）部を経由して知事に提出するものとする。

(日本司法支援センターによる弁護士費用等の立替えを利用する場合の特例)

第9条 別表1に定める公正証書等作成費用補助、もしくは、別表3に定める強制執行申立て費用補助に係り、日本司法支援センター（法テラス）による弁護士費用等の立替えを利用する場合に、立替金の償還が免除となる金額は、本補助金の補助対象としない。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月28日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月24日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年6月17日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

補助区分	公正証書等作成費用補助
受給要件 (第2条関係)	(1) 養育費の取決めにかかる費用を負担した者 (2) 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者 (3) 過去に養育費の取決めを交わした同内容の文書で補助を受けていない者
補助対象経費 (第3条関係)	(1) 養育費の取り決め等のために、弁護士、行政書士又は養育費の取り決め等に関して専門的な知識を持つ知事の認める者（以下、「弁護士等」という。）への相談費用（弁護士以外への相談は、書類作成の範囲内での相談等、弁護士法第72条において禁止されている法律事務を除くものであること。） (2) 公正証書原案の作成を弁護士等に依頼した際の費用 (3) 公正証書作成時における公証役場への立ち会いを弁護士等に代理人として依頼した際の費用 (4) 公証人手数料令に定められた公証人手数料 (5) 家庭裁判所への調停申立てや裁判に要する戸籍謄本等の添付書類取得費用、収入印紙代及び連絡用の郵便切手代 (6) 弁護士会及び認証ADR事業者が実施するADRの申込料や依頼料に相当する費用及び調停期日費用に相当する費用 (7) その他知事が認めるもの
補助額 (第3条関係)	補助対象経費の合計額の1/2 (その額が75,000円を超えるときは75,000円とする)
申請書に添付する書類 (第4条関係)	(1) 申請者及び扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及び住民票の写し。または、申請者が扶養している児童を対象として児童扶養手当を受給している場合は、児童扶養手当証書の写し (2) 補助対象経費にかかる領収書等の写し (3) 養育費の取決めを交わした文書（債務名義化した文書に限る。）の写し または、補助対象経費を負担した翌日から6か月以内に養育費の取決めにならなかった者については、養育費の債務名義化ができなかったこと理由書（様式第2号） (4) 通帳の写し等、振込先銀行口座が分かるもの (5) その他知事が必要と認めるもの

別表 2

補助区分	養育費保証契約費用補助
受給要件 (第 2 条関係)	(1) 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者 (2) 保証期間が 1 年以上の養育費保証契約を保証会社と締結した者 (3) 保証会社と締結する養育費保証契約について、その初回保証料を負担した者 (4) 過去に他の自治体を含め同様の補助を受けていない者
補助対象経費 (第 3 条関係)	保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する保証料 (初回契約時のものに限る)
補助額 (第 3 条関係)	補助対象経費の合計額の 1 / 2 (その額が 50,000 円を超えるときは 50,000 円とする)
申請書に添付する書類 (第 4 条関係)	(1) 申請者及び扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及び住民票の写し。または、申請者が扶養している児童を対象として児童扶養手当を受給している場合は、児童扶養手当証書の写し (2) 補助対象経費にかかる領収書等の写し (3) 養育費保証契約に係る契約書の写し (4) 養育費の取決めを交わした文書 (債務名義化した文書に限る。) の写し (5) 通帳の写し等、振込先銀行口座が分かるもの (6) その他知事が必要と認めるもの

別表 3

補助区分	強制執行申立て費用補助
受給要件 (第 2 条関係)	(1) 未払い養育費に係る強制執行申立てを行い、それに要する費用を負担した者 (2) 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者 (3) 過去に他の自治体を含め同様の補助を受けていない者
補助対象経費 (第 3 条関係)	(1) 強制執行申立てに要する戸籍謄本等の添付書類取得費用、収入印紙代及び連絡用の郵便切手代 (2) 強制執行申立てを弁護士等に依頼した際の費用 (3) その他知事が認めるもの
補助額 (第 3 条関係)	補助対象経費の合計額の 1 / 2 (その額が 50,000 円を超えるときは 50,000 円とする)
申請書に添付する書類 (第 4 条関係)	(1) 申請者及び扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及び住民票の写し。または、申請者が扶養している児童を対象として児童扶養手当を受給している場合は、児童扶養手当証書の写し (2) 補助対象経費にかかる領収書等の写し (3) 強制執行申立ての結果が分かる書類 (4) 通帳の写し等、振込先銀行口座が分かるもの (5) その他、知事が必要と認めるもの